

令和5年度 沖縄県立西崎特別支援学校高等部入学者選抜募集要項

沖縄県教育委員会告示により、令和5年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜の実施に関して、本校高等部入学者を次の通り募集する。

1 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3に規定する「知的障害者」に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者とする。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者。

イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 11月末日までに志願前相談を受けた者

※ 出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加するものとする。

(2) 募集定員及び区域

普通科 ※募集定員は別に定める。

募集区域	ア 那覇市（那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。）、糸満市 イ 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規定第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる以下の区域から出願する者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町</div>
------	--

(3) 出願期間

ア 受付日時 令和5年2月8日（水） 午前9時～午後5時

9日（木） 午前9時～午後4時

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

イ 受付場所 沖縄県立西崎特別支援学校 2階 会議室

(4) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日教育委員会規則第3号。以下「通学区域の規則」という。）により定められた通学区域の1校、1学科、1コースに出願することができる。ただし、同一校における他のコース等に第2希望を出願することができる。

- (ア) 中頭学区のうち、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の区域については、当分の間通学区域の規則に関わらず他の区域の知的障害を対象とする特別支援学校に出願できるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。
- イ 志願者は、次の(ア)から(カ)の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長(以下「出身中学校長等」という。)に提出しなければならない。出身中学校長等は、志願者に係る次の(ア)から(ク)の書類を志願先特別支援学校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。
- (ア) 入学志願書(第1号様式)
- (イ) 住民票謄本(マイナンバー掲載なし)
ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本は出願の日3か月以内に発行されたものとする。
- a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの
- b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの
- (ウ) 健康診断書(第8号様式)
※過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。
- (エ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写(両方を所持している場合は両方の写)
※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。
※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)
※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- (オ) 確約及び証明書(第5号様式)
ただし、次のa又はbの者に限る。
- a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者(前記1の(2)のイ)
- b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
- (カ) 写真票(第15号様式)
出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
- (キ) 調査書(通常教育課程履修者用(第2号様式)または知的教育課程履修者用(第2号-2様式))
※1 原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号-2様式を使用する。
※2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第2号様式を作成する。
※3 県内特別支援学校中学部在学者のうち、内部進学者(同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。)については、個別的教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。
- (ク) 入学志願者名簿(第3号様式)

ウ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。

(ア) 県外からの入学志願者のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月25日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(イ) 前記（ア）の許可願、入学志願書（第1号様式）のほか、志願先特別支援学校長が必要と認める書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号様式）

(イ) 志願先特別支援学校長が必要と認める書類

(5) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び志願先特別支援学校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校高等部、学科又はコースの変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。

(イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更申出期間 令和5年2月15日（水） 午前9時～午後5時
16日（木） 午前9時～午後5時

入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和5年2月21日（火） 午前9時～午後5時
22日（水） 午前9時～午後4時

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願（第6号様式）を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「1一般入学」の「(4)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(6) 学力検査及び面接について

ア 期日・・・・・・・・令和5年3月7日（火）、8日（水）

イ 集合時間及び場所

時間・・・・午前9時15分（午前8時50分受付開始）

場所・・・・沖縄県立西崎特別支援学校 体育館

※前記1の(2)のイの区域については、県教育委員会が設置する出張検査場で受検することができる。なお、出張検査場で受検を希望する場合は志願前相談時に必ず相談すること。

ウ 当日の日程

※第1日目は制服（式服）で登校

第 1 日 目 (3月7日)	時 間	内容及び注意事項
	8:50～ 9:15	受付（体育館前） ※受付を済ませたら体育館にて待機
	9:15～ 9:30	検査の日程確認、諸注意
	9:30～10:00	各検査会場へ移動、検査開始準備
	10:00～10:50	国語 (50分) 休み時間 (25分)
	11:15～12:05	数学 (50分) ※県作成問題が難しい受検者については本校作成問題を行います。 ※国語、数学が難しい受検者については総合問題を行います。 ※必要がある受検者については、保護者待機時間を利用して「保健面談」「通学方法面談」「給食に関する面談(アレルギー対応等)」を実施する。
	12:05～13:15	昼食・面接準備
13:15～15:45	面接 (約30分) ※「受検者のみ」「保護者のみ」の面接をそれぞれ15分ずつ行う。 場合によっては「両者同席」での面接を行う。 ※並行して「制服・体育着等採寸」を実施する。 コロナの感染状況によっては変更する場合があります。	

※第2日目は各学校指定ジャージ（中から体育着を着用）で登校

第 2 日 目 (3月8日)	時 間	内容及び注意事項
	8:50～ 9:15	受付（体育館前） ※受付を済ませたら体育館にて待機
	9:15～ 9:30	検査の日程確認、諸注意
	9:30～10:00	各検査会場へ移動、検査開始準備
	10:00～10:50	技術（職業） (50分) 体育館へ移動 (25分)
11:15～12:05	体育 (50分) ※必要がある受検者については、保護者待機時間を利用して「保健面談」「通学方法面談」「給食に関する面談(アレルギー対応等)」を実施する。	

エ 持ち物 **※必ずマスクの着用をお願いします。**

・各自で名札を用意（例を参照）

・筆記用具（鉛筆、消しゴム）

※シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可

・定規、コンパス、はさみ（紙切り用）、スティックのり

※三角定規は可

分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可

・体育館シューズまたは上履き

・水筒

・予備のマスク

受検者は、他に次のものを机の上に置くことができる。

・時計 **※辞書、電卓、端末等の機能があるものは不可**

・ティッシュペーパー **※袋又は箱から中身だけを取り出したもの**

・無地のタオル

名札 <例>

出身校
受検番号
氏名

(7) 選抜の方法

学力検査、面接の結果、及び提出された書類等を考慮し、高等部入学者選抜判定会議にて総合的に判定し選抜する。

(8) 合格発表及び通知

令和5年3月15日（水）の午前9時に本校（沖縄県立西崎特別支援学校）において発表（掲示）する。同時に、ホームページにも掲載する。選抜の結果について、「選抜結果の通知書」により中学校長を通じて本人及び保護者に通知する。受験者本人の学力検査得点について、（第2次募集の合格発表の合格発表の日の翌日から1ヶ月を経過する日まで）口頭により開示請求ができる。

2 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合は、第2次募集を行う。

(1) 出願資格

前記1(1)に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 出願期間

ア 受付日時 令和5年3月16日（木） 午前9時～午後5時

17日（金） 午前9時～午後4時

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認められた場合は、その限りではない。

※第2次募集出願時まで特別支援学校の対象であることの証明ができるもの
身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。

※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

イ 受付場所 沖縄県立西崎特別支援学校 2階 生活訓練室

(3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

(ア) 県立高等学校における学力検査を受検した者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、高等支援学校、本校高等部に併願することができる。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)

(イ) 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校に出願することができる。更に、本校高等部に併願することができる。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)

イ 志願者は、下記(ア)(イ)(ウ)の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。出身中学校長等は、志願者に係る次の(ア)から(オ)の書類を本校学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 第2次募集入学志願書(第9号様式)

(イ) 確約及び証明書(第5号様式)

ただし、次のa又はbの者に限る。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者(前記1の(2)のイ)

b 沖縄本島、宮古島、石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(ウ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写(両方を所持している場合は両方の写)。

※1 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)

※2 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(エ) 調査書(一般入学で提出したものと内容は同じもの)

(オ) 第2次募集志願者名簿(第10号様式)

ウ 志願先特別支援学校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。

(ア) 学力検査成績証明書(第14号様式)

※2次募集の併願校については、2次募集志願先校に提出された学力検査成績証明書(第14号様式)の写

(イ) 健康診断書(一般入学で提出のあった者に限る。)

(ウ) 写真票(第15号様式)

※一般入試で高等学校を受験した場合は、そのまま使用してよい。

エ ウの出願書類等の提供を求められた学校長は、当該志願者に係る前記の書類を当該志願者の志願する第2次募集志願先学校長へ送付する。

(4) 志願変更及び手続

ア 志願変更

志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。

イ 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和5年3月20日(月)午後9時から午後4時

ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願(第12号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。

※郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「2 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第2次募集志願変更願（第12号様式）で申し出るだけでよい。

(5) 面接について

ア 期日・・・令和5年3月28日（火）

イ 集合時間及び場所

時間・・・午前9時10分（午前9時受付開始）

場所・・・沖縄県立西崎特別支援学校 2階 会議室

ウ 当日の日程

時 間	内容及び注意事項
9:00～9:10	・受付 ※2階会議室で受付をします
9:00～9:15	・検査の日程確認、諸注意
9:30～	・面接（約30分） ※「受検者のみ」「保護者のみ」の面接をそれぞれ15分ずつ行う。 場合によっては「両者同席」での面接を行う。 ※必要がある受検者については「保健面談」「通学方法面談」「給食に関する面談（アレルギー対応等）」を実施する。 ※「制服・体育着等採寸」は直接店舗に行く

エ 持ち物 ※必ずマスクの着用をお願いします。

- ・服装は制服（式服）
- ・各自で名札を用意（名札の様式は5ページの例を参照）
- ・体育館シューズまたは上履き
- ・水筒
- ・マスク（予備も含む）

(6) 選抜の方法

学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書、面接の結果等を資料として、高等部入学者選抜判定会議にて総合的に判定し選抜する。

(7) 合格発表及び通知

令和5年3月29日（水）午前9時に本校（沖縄県立西崎特別支援学校）において発表（掲示）する。同時に、ホームページにも掲載する。選抜の結果について、「選抜結果の通知書」により中学校長等を通じて本人及び保護者に通知する。

3 追検査

新型コロナウイルス感染症の影響により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査で不合格となった者は追検査第2次募集へ出願することができる。県立高等学校における追検査で不合格となった者は、追検査第2次募集へ併願することができる。

追検査の期日は、令和5年3月22日（水）及び23日（木）とし、追検査第2次募集の期日は、令和5年3月28日（火）とする。

追検査の合格発表は、令和5年3月27日（月）とし、追検査第2次募集の合格発表は、令和5年3月29日（水）とする。その他詳細については、別に定める。

4 調査書

特別支援学校長は、出身中学校長等の提出した調査書（第2号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

5 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

6 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

7 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

県立特別支援学校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第16号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て県立学校教育課に提出することができる。志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

8 新入生オリエンテーションの日程

日時・・・令和5年3月30日（木）

場所・・・沖縄県立西崎特別支援学校 体育館

内容・・・必要書類の提出、入学に関することの説明

※入試の際に制服・体育着の採寸を行った受検者については、制服・体育着の受け取りがあります。代金の準備をよろしくお願いいたします。

9 問い合わせ先（入学者選抜募集要項について）

沖縄県立西崎特別支援学校

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎1丁目1番2号

〔TEL〕 098-994-6855

〔FAX〕 098-994-6856

高等部入試担当：金城、与儀